

利用区分別面積の実態把握調査について

国土利用計画全国計画の改定に向け、都道府県に対する調査依頼の作業を進める。

1. 調査内容

現行の利用区分別面積について、第3次国土利用計画全国計画策定以降の推移等の把握を行う。

2. 面積把握を行う利用区分(各々の定義については、別表のとおり)

農用地（農地、採草放牧地）

森林

原野

水面・河川・水路

道路

宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）

その他

（市街地）

国土の利用区分及び定義

利用区分	定義
1. 農用地	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p>
(1) 農地	<p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p>
(2) 採草放牧地	<p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの</p>
2. 森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア. 林野庁所管国有林</p> <p>国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ. 官行造林地</p> <p>旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ. その他省庁所管国有林</p> <p>林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>2) 民有林</p> <p>森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるもの。</p>

利用区分	定義
3. 原野	<p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積である。</p>
4. 水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。</p> <p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>3) 水路 農業用排水路。</p>
5. 道路	<p>一般道路、農道、及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。</p> <p>2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。</p> <p>3) 林道 国有林林道及び民有林林道。</p>

利用区分	定義
<p>6. 宅地</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>(2) 工場用地</p> <p>(3) その他の宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>(1) 及び (2) の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>
<p>7. その他</p> <p>(市街地)</p>	<p>国土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「住宅」の各面積を差し引いたものである。</p> <p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>